

福祉第5300号

裁 決 書

[REDACTED]
審査請求人 [REDACTED]

処分庁 [REDACTED]

令和3年4月14日付けで行われた審査請求について、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第46条第1項の規定により、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が令和3年3月29日付けで審査請求人に対し行った同年1月分及び同年2月分に係る各生活保護変更処分をいずれも取り消す。

事案の概要

- 1 令和2年7月14日、審査請求人（以下「請求人」という。）は、当時の居住地を所管する生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）による保護（以下「保護」という。）の実施機関に対し、保護の申請を行い、同日付けて請求人の保護が開始された。
- 2 請求人の転居に伴い、令和2年8月1日、処分庁が請求人の保護の実施機関となった。
- 3 令和2年10月7日、処分庁の職員は、請求人が通院する病院から、障害基礎年金申請のための診断書を作成した旨の連絡を受けた。
- 4 令和3年2月8日、請求人は、処分庁の事務所の窓口に来庁し、処分庁に対し、障害基礎年金及び老齢厚生年金の年金支払通知書の写しを提出した。当該

年金支払通知書には、障害基礎年金について、令和2年11月から令和3年1月までの3月分が同年2月に支給される旨が記載されていた。

- 5 令和3年2月12日、請求人は、処分庁の事務所の窓口に来庁し、処分庁の職員に対して、障害基礎年金の証書を再発行により受領した旨を申告したところ、処分庁の職員は、当該証書を目視し、請求人の障害の等級が2級であること及び当該証書の決定月が令和2年11月であることを確認した。
- 6 処分庁は、前記5により、請求人の障害の程度が「生活保護法による保護の基準」（昭和38年厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）別表第1第2章2(2)イに該当することを確認したことから、令和3年2月17日、請求人に対し、保護の変更日を同年3月1日として、同月から障害者加算を認定する変更処分を行った。
- 7 令和3年3月29日、処分庁は、前記5により、請求人に対し、保護の変更日を同年1月1日として、同月分の保護費について収入認定額を障害基礎年金6万5,141円及び老齢厚生年金915円に変更する処分（以下「原処分1」という。）を、保護の変更日を同年2月1日として、同月分の保護費について収入認定額を障害基礎年金6万5,141円及び老齢厚生年金915円に変更する処分（以下「原処分2」という。）を、それぞれ行った。
なお、処分庁は、原処分1及び原処分2（以下「各原処分」という。）のいずれにおいても、障害者加算を認定しなかった。
- 8 令和3年4月14日、請求人は、各原処分をいずれも不服として、本件審査請求を行った。

審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

請求人の障害者加算は令和3年1月分の保護費から認定すべきであるから、各原処分はいずれも違法又は不当である。

2 処分庁の主張

各原処分は、請求人が障害者加算の要件に該当したことを確認した令和3年2月の翌月から障害者加算を認定したことによるものであり、いずれも違法又は不当な点はない。

理 由

1 法令等の規定について

(1) 法の規定について

ア 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされており（法第8条第1項）、保護に係る厚生労働大臣が定める基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、かつ、これを超えないものでなければならないとされている（同条第2項）。これにより、厚生労働大臣は、保護基準を定めている。

イ 被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、速やかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならないとされている（法第61条）。

(2) 処理基準について

保護の変更の決定に係る事務（法第25条第2項の規定により処理することとされている事務）等は、第一号法定受託事務（地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号及び別表第1）とされているから、厚生労働大臣は、同法第245条の9第1項及び第3項の規定に基づき、その基準として、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付け厚生

省発社第123号厚生事務次官通知)、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)及び「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(同日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知)を定めている。

(3) 障害者加算に係る処理基準について

ア 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の身体障害者障害程度等級表の1級、2級若しくは3級又は国民年金法施行令(昭和34年政令第184号)別表に定める1級若しくは2級のいずれかに該当する障害のある者は、障害者加算の対象とされている(保護基準別表第1第2章の2(2))。

イ 保護受給中の者について、月の中途で新たに障害者加算を認定し、又はその認定を変更し若しくはやめるべき事由が生じたときは、それらの事由が生じた翌月から加算に関する最低生活費の認定変更を行うこととされている(局長通知第7の2(2)エ(ウ))。

2 判断

(1) 原処分について

ア 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされており、当該基準として保護基準が定められている(前記1(1)ア)。また、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、速やかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならないとされている(同イ)。そして、保護基準によれば、身体障害者福祉法施行規則別表第5号の身体障害者障害程度等級表の1級、2級若しくは3級又は国民年金法施行令別表に定める1級若しくは2級のいずれかに該当する障害のある者は、障害者加算の対象とされており(同

(3)ア)、処理基準によれば、保護受給中の者について、月の中途中で新たに障害者加算を認定し、又はその認定を変更し若しくはやめるべき事由が生じたときは、それらの事由が生じた翌月から加算に関する最低生活費の認定変更を行うこととされている（同イ）。

イ そこで本件についてみると、令和3年2月12日、請求人は、処分庁の職員に対し、障害基礎年金の証書を提示したところ、処分庁の職員は、目視により、請求人の障害の等級が2級であること及び当該証書の決定月が令和2年11月であることを確認したことが認められる（前記「事案の概要」の5）。そうすると、請求人は、同月に国民年金法施行令別表に定める2級に該当し、同月の中途中で新たに障害者加算を認定すべき事由が生じたのであるから、その事由の生じた翌月である同年12月から、保護基準に基づく障害者加算が認定されるべきである。

ウ なお、処分庁は、請求人が障害者加算の要件に該当したことを確認したのは令和3年2月であるから、その翌月に障害者加算を計上したことに違法又は不当な点はない旨を主張する（前記「審理関係人の主張の要旨」の2）。

この点、請求人は、障害基礎年金が最初に入金された同月に、その旨を処分庁へ申告していることから（前記「事案の概要」の4及び5）、前記1(1)イの届出の義務を適切に履行したということができる。他方、処分庁は、令和2年10月に、障害基礎年金の申請に係る診断書が作成された事實を把握していたにもかかわらず（前記「事案の概要」の3）、請求人に対し、障害者加算の要件及びその申告届出に係る説明を行っていないことに加え、処分庁から請求人に対し、障害者加算の要件に該当したか否かの確認を行った事實も認められない。

エ これらの事情を踏まえると、令和2年11月には請求人に障害者加算の認定事由が生じているにもかかわらず、処分庁が各原処分において障害者加

算を認定しなかったことに合理的な理由は認められず、処分庁の主張を採用することはできない。

したがって、各原処分は、いずれも違法なものとして取消しを免れない。

(2) 北海道行政不服審査会の判断

本件審査請求については、令和3年11月10日、行政不服審査法第43条第1項の規定に基づき北海道行政不服審査会に諮問したところ、令和4年2月2日、前記(1)と同趣旨の答申があった。

(3) 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由があることから、北海道行政不服審査会の答申も踏まえ、主文のとおり裁決する。

令和4年（2022年）3月24日

審査庁 北海道知事 鈴木直道

